２　前項の規定にかかわらず、金融機関は、預貯金者又は代理人等と面識がある場合その他の預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることが明らかな場合は、当該預貯金者が確認記録に記録されている預貯金者と同一であることを確認したものとすることができる。

（代理人等の本人確認の方法）

第四条の七　代理人等の本人確認の方法については、第四条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の四第一項第一号	預貯金者又はその代理人等から当該預貯金者	代理人等から当該代理人等
	提示（同条第二号に掲げる書類（一を限り発行され、又は発給されたものを除く。次号及び第三号において同じ。）の代理人等からの提示を除く。）	提示
第四条の四第一項第二号	預貯金者又はその代理人等	代理人等
	当該預貯金者の本人確認書類	当該代理人等の本人確認書類
	次条第一号	次条第一号及び第二号
	提示（同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）	提示
	当該預貯金者の住所	当該代理人等の住所
第四条の四第一項第三号	預貯金者又はその代理人等	代理人等
	当該預貯金者の	当該代理人等の
	第二号、第四号	第四号
	提示（同条第二号に掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代理人等からの提示に限る。）	提示
第四条の四第一項第四号から第六号及び第八号	預貯金者又はその代理人等	代理人等
	当該預貯金者の	当該代理人等の
第四条の四第一項第七号	預貯金者又はその代理人等	代理人等
	当該預貯金者の	当該代理人等の

［新設］